

1 改正の理由

令和 6 年 8 月 8 日に人事院から国家公務員の給与の引上げ等が勧告されたことに鑑み、本組合職員の給与についてもこれに準じた所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 給 料

ア 若年層に重点を置きながら、給料表における全ての号給について給料月額を引き上げる。(平均改定率 3. 2 %)

(令和 6 年 4 月 1 日から適用)

イ 令和 7 年 4 月 1 日からは、給料表の 3 級以上で、各級の初号付近の号給等を削除し、各級の初号の給料月額を引上げるなど、給料表を切替える。

(令和 7 年 4 月 1 日から適用)

(2) 初任給

基 準 学 歴	現 行	改 定
大 学 卒	2 0 8 , 0 0 0 円	2 3 0 , 0 0 0 円
短 大 卒	1 9 6 , 2 0 0 円	2 2 0 , 0 0 0 円
高 校 卒	1 8 1 , 8 0 0 円	2 0 7 , 4 0 0 円

(令和 6 年 4 月 1 日から適用)

(3) 期末手当

ア 令和 6 年度

区 分	支 給 割 合	
	現 行	改 定
6 月 支 給 分	1. 2 2 5 月 (再任用職員 0. 6 8 7 5 月)	現行どおり
1 2 月 支 給 分	1. 2 2 5 月 (再任用職員 0. 6 8 7 5 月)	1. 2 7 5 月 (再任用職員 0. 7 1 2 5 月)
年 間 支 給 割 合	2. 4 5 月 (再任用職員 1. 3 7 5 月)	2. 5 月 (再任用職員 1. 4 月)

(令和 6 年 1 2 月 1 日から適用)

イ 令和 7 年度以降

	支 給 割 合	
区 分	令和 6 年度	令和 7 年度以降
6 月 支 給 分	1. 2 2 5 月 (再任用職員 0. 6 8 7 5 月)	1. 2 5 月 (再任用職員 0. 7 月)
1 2 月 支 給 分	1. 2 7 5 月 (再任用職員 0. 7 1 2 5 月)	1. 2 5 月 (再任用職員 0. 7 月)
年 間 支 給 割 合	2. 5 月 (再任用職員 1. 4 月)	2. 5 月 (再任用職員 1. 4 月)

(令和 7 年 4 月 1 日から適用)

(4) 勤勉手当

ア 令和 6 年度

	支 給 割 合	
区 分	現 行	改 定
6 月 支 給 分	1. 0 2 5 月 (再任用職員 0. 4 8 7 5 月)	現行どおり
1 2 月 支 給 分	1. 0 2 5 月 (再任用職員 0. 4 8 7 5 月)	1. 0 7 5 月 (再任用職員 0. 5 1 2 5 月)
年 間 支 給 割 合	2. 0 5 月 (再任用職員 0. 9 7 5 月)	2. 1 月 (再任用職員 1. 0 月)

(令和 6 年 1 2 月 1 日から適用)

イ 令和 7 年度以降

	支 給 割 合	
区 分	令和 6 年度	令和 7 年度以降
6 月 支 給 分	1. 0 2 5 月 (再任用職員 0. 4 8 7 5 月)	1. 0 5 月 (再任用職員 0. 5 月)
1 2 月 支 給 分	1. 0 7 5 月 (再任用職員 0. 5 1 2 5 月)	1. 0 5 月 (再任用職員 0. 5 月)
年 間 支 給 割 合	2. 1 月 (再任用職員 1. 0 月)	2. 1 月 (再任用職員 1. 0 月)

(令和 7 年 4 月 1 日から適用)

(5) 55歳を超える職員の昇給制度の見直し

55歳を超える職員については、55歳に達した年度の翌年度から、標準の勤務成績では昇給しないよう、昇給を抑制する。

(6) 扶養手当

区分		令和6年度(現行)	令和7年度	令和8年度
配偶者	7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	8級	3,500円	廃止	
22歳年度までの子	～15歳年度	10,000円	11,500円	13,000円
	16歳年度～	15,000円	16,500円	18,000円

※ 上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

(7) 地域手当

区分	令和6年度(現行)	令和7年度
支給割合	7.5%	6.5%

(8) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、新たに住居手当を支給できるようにする。

3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する自治体等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 給与改定による影響額

(1) 給料等、期末手当及び勤勉手当

令和6年度

項 目	影 響 額
給 料 等 〔給料表の改定 によるもの〕	1 0 6 , 9 5 6 , 1 8 0 円
期 末 手 当 〔支給月数の引上げ によるもの〕	4 0 , 4 2 9 , 4 1 9 円
勤 勉 手 当 〔支給月数の引上げ によるもの〕	3 6 , 0 1 2 , 9 6 7 円
合 計	1 8 3 , 3 9 8 , 5 6 6 円

※ 職員1人当たりの影響額

令和6年4月1日時点 職員数875人（再任用職員含む。）

1 8 3 , 3 9 8 , 5 6 6 円 ÷ 8 7 5 人 ≒ 2 0 9 , 5 9 8 円

(2) 昇給制度の見直し

令和7年度（令和8年1月～3月） △271,200円

昇給制度の見直しにより、支給額が減額となる職員数 83人

(3) 扶養手当

ア 令和7年度 3,414,000円

イ 令和8年度 5,112,000円

※ 令和7年1月1日時点、扶養手当支給対象者数493人

(4) 地域手当

令和7年度 △36,762,072円

※ 令和7年1月1日時点の職員数873人（再任用職員含む。）における給料、
扶養手当及び管理職手当の総額の影響額

(5) 住居手当

令和7年度 672,000円

※ 令和7年1月1日時点、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員
の住居手当支給対象者数2人

7 添付資料

(1) 令和6年度給料表

(2) 令和7年度給料表

(3) 新旧対照表